

# 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究不正防止委員会設置規程

制定 平成27年3月31日付26健事第2860号  
一部改正 平成30年7月31日付30健経第2176号

## (目的)

**第1条** 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおける研究活動上の不正行為、不正使用の防止を推進するため、研究不正防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為・不正使用の防止に係る研究環境の整備及び改善に関すること
- (2) 不正行為・不正使用の防止に係る倫理教育及び啓発活動に関すること
- (3) その他不正行為・不正使用の防止及び対策に関すること

## (組織)

**第3条** 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) センター長
- (3) 所長代理（健康長寿イノベーションセンター長 兼務）
- (4) 病院部門副院長
- (5) 研究部門副所長
- (6) 経営企画局事務部長

2 前項に掲げる委員のほか、理事長が指名する者を委員に加えることができる。

## (委員長)

**第4条** 防止委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、防止委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、センター長がその職務を代行する。

## (会議及び議事)

**第5条** 防止委員会は、委員長が招集する。

- 2 防止委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

**第7条** 防止委員会の庶務は、健康長寿イノベーションセンター事務ユニットにおいて処理する。

## (雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、防止委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が防止委員会に諮って定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日付30健経第2176号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。